

○ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)を財源とした社会保障4経費
 その他社会保障施策に要した経費

消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、増収となった地方消費税交付金については、その用途を明確化し、社会保障経費に充てるものとされている。

令和5年度一般会計決算における社会保障経費への充当状況については、下記のとおりである。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 565,073 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費 12,120,528 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費】

(単位:千円)

事業名	経費	財 源 内 訳				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	社会保障財源化分の 地方消費税交付金	そ の 他
社会福祉	9,843,305	5,120,949	67,100	330,956	419,507	3,904,793
社会保険	1,275,865	397,514	0	181	85,192	792,978
保健衛生	1,001,358	121,879	32,900	224,244	60,374	561,961
合 計	12,120,528	5,640,342	100,000	555,381	565,073	5,259,732

※1 社会保障財源化分の地方消費税交付金は、「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされている。

(注) 「社会保障4経費」・・・制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費のこと。

※2 事業名の「社会福祉」とは、「生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめること」を意味し、具体的には、生活保護・児童福祉・母子福祉・高齢者福祉・障害者福祉(身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神障害者福祉)など。

「社会保険」とは、「保険的方法によって社会保障を行う制度の総称」であり、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度を意味し、具体的には、・国民健康保険・介護保険・年金など。

「保健衛生」とは、「国民の健康を保つための施策」を意味し、具体的には、医療に係る施策・感染症その他の疾病の予防対策・健康増進対策など。

※3 「社会福祉」「社会保険」「保健衛生」の「社会保障財源化分の地方消費税交付金」は、「社会保障財源化分の地方消費税交付金合計額」を一般財源額で按分し算出している。